

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

香川県知事 池田豊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第747号	魚かす粉末	魚かす粉末7-6	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	該当なし	吉田飼料株式会社 東かがわ市西村 569番地	令和11年5月24日